平成２６年（フ）第１８５号
愛媛県松山市中村４丁目10番２号　ひばり荘２階５号
債務者　安田　鈴子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８８号
愛媛県松山市土居田町175―４　レンデフロール105号、住民票上の住所愛媛県松山市北斎院町484番地３
債務者　岩田　勉
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
愛媛県松山市南持田町22番地１　みやビル504号
債務者　重田　由美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９３号
愛媛県松山市空港通１丁目６番14号　メゾンＦＩＲＳＴ312号
債務者　山内　憲二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９４号
愛媛県松山市東石井１丁目３番30号
債務者　石川亜矢子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
愛媛県松山市山越２丁目９番28号　プレジールＢＥＰＰＵ201号
債務者　武内小百合
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０１号
愛媛県松山市新浜町甲1112番地２　梅津寺団地５棟114号
債務者　梅木　鐵男
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０４号
愛媛県喜多郡内子町中川2907番地
債務者　後藤　敏充
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１９号
愛媛県松山市北条579番地１　エンゼルハイツ208号
債務者　木下　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１１号
熊本市北区大窪５丁目８番１号
債務者　野坂　国弘
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５４号
熊本市中央区世安町52番地１　世安団地704号
債務者　岩永　征人
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５５号
熊本市中央区世安町52番地１　世安団地704号
債務者　岩永　範子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２４号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目27番22号寒川文化１Ｆのまん中
債務者　阿宮　信行
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４１号
福岡県飯塚市柏の森74番地１
債務者　縄田　信
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市柏の森74番地１
債務者　縄田　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１７７号
徳島県徳島市国府町和田字表６番地　ギャラック国府３―403号室、旧住所徳島県徳島市国府町日開255番地の５
債務者　冨尾　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５５号
佐賀県小城市牛津町下砥川669番地５
債務者　深川　理恵
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係